

## 漏水に関する費用負担について

以下のとおり「石垣市水道事業給水条例」第28条第2項で「修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。」とされており、基本的に修繕にかかる費用については、水道利用者の負担となります。

しかしながら、「ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。」とあるのは、公益的な観点から私有地に入る手前の道路下の部分については、適用除外とし、石垣市水道部において修繕することとして運用しております。

### ○石垣市水道事業給水条例

(水道使用者等の管理上の責任)

第28条 水道使用者等は、水が汚染し又は漏水しないよう、給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項において**修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。**ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠つたために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

4 管理者は、第1項の管理義務を怠つた者に対し、水道水の汚染防止又は障害除去のための必要な措置をとることを指示することができる。

下記イラストは石垣市水道部発行の「水道料のお話」から抜粋

水道使用の心得と  
お願い10カ条

3 漏水はすみやかに連絡して下さい。

使用水量がいつもより徐々に上がってきている場合、あるいは水を使用していないにもかかわらずメーターが回っているときは漏水のおそれがあります。

